

## 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例施行規則

平成 21 年 6 月 18 日

規 則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例（平成 20 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の種類)

第 2 条 条例第 3 条の本組合が処理する廃棄物の種類は、別表のとおりとする。

(業務報告)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項に規定する業務報告は、毎月 10 日までにその前月分を管理者に報告するものとする。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

処理方法	廃棄物の種類
焼却処理するもの	ア 可燃ごみ イ 破碎選別残渣 ウ 公共下水道汚泥 エ し尿汚泥 オ 繊維くず カ 粗大（可燃）ごみ
破碎処理するもの	キ 破碎選別ごみ ク 粗大（破碎選別）ごみ
選別するもの	ケ 缶類（アルミ缶、スチール缶） コ ビン類（無色、茶色、その他） サ ペットボトル シ その他プラ製容器包装（食品トレイを含む。） ス 飲料用紙パック セ 段ボール ソ 古紙類 タ 古布類 チ 有害危険ごみ ツ 事業系資源ごみ